

# 厚生労働委員会

## 委員一覧 (25名)

委員長	丸川 珠代 (自民)	島村 大 (自民)	牧山 ひろえ (民主)
理事	大沼 みずほ (自民)	高階 恵美子 (自民)	山本 香苗 (公明)
理事	羽生田 俊 (自民)	滝沢 求 (自民)	川田 龍平 (維新)
理事	福岡 資麿 (自民)	武見 敬三 (自民)	小池 晃 (共産)
理事	津田 弥太郎 (民主)	三原じゅん子 (自民)	行田 邦子 (元気)
理事	長沢 広明 (公明)	石橋 通宏 (民主)	薬師寺みちよ (無ク)
	赤石 清美 (自民)	西村 まさみ (民主)	福島 みずほ (社民)
	石井 みどり (自民)	羽田 雄一郎 (民主)	
	木村 義雄 (自民)	白 眞勲 (民主)	(27. 2. 12 現在)

## (1) 審議概観

第189回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議1件）、本院議員提出2件及び衆議院提出2件（厚生労働委員長1件）の合計12件であり、そのうち内閣提出6件（うち本院先議1件）及び衆議院提出1件を可決し、内閣提出2件、本院議員提出2件及び衆議院提出1件の合計5件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願67種類1,115件のうち、7種類317件を採択した。

### 〔法律案の審査〕

**特別弔慰金** 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（閣法第22号）は、戦後70周年に当たり、国として改めて弔慰の意を表するため、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けていない戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金を支給しようとするものである。委員会においては、特別弔慰金の支給の在り方、援護施策の経緯と今後の取組等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決

議が付された。

**青少年雇用** 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第50号 先議）は、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、一定の求人者からの求人申込みの不受理及び職業選択に資する情報提供の仕組みを設けるとともに、職場への定着促進に関する取組等の実施状況が優良であること等の基準に適合する事業主に係る認定制度を創設するほか、キャリアコンサルタントの登録制度の創設等の措置を講じようとするものである。委員会においては、適職の選択に資する情報の積極的な提供の重要性、労働関係法令違反企業からの求人不受理の在り方、職業能力の開発及び向上を図る必要性等について質疑を行った。質疑を終局した後、維新の党から、労働者の募集を行う者等による青少年雇用情報の提供を、学校卒業見込者等の求めがあった場合に限ることなく、学校卒業見込者等募集を行う場合には、一律に義務とすること等を内容とする修正案が提出された。また、日本共産党及び社会民主党・護憲連合から、常時雇用

する労働者の数が300人を超える企業は、労働者の募集を行うに際しては、一定期間内において雇い入れた労働者の数及びそのうち退職した者の数等の情報を提供しなければならないものとする等と内容とする修正案が提出された。順次採決の結果、両修正案はいずれも否決され、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

**独法改革** 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（閣法第23号）は、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所を独立行政法人労働者健康福祉機構に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めるとともに、独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う中小企業退職金共済業務に係る資産運用委員会の設置、独立行政法人福祉医療機構の行う福祉貸付事業及び医療貸付事業に係る金融庁検査の導入、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における役員数の変更等の措置を講じようとするものである。委員会においては、独立行政法人の人事制度の現状と運営費交付金の課題、GPIFにおける年金積立金の運用の在り方と体制整備の必要性、労働災害に対して労働者健康安全機構が果たすべき役割、福祉医療機構が取り組むべき課題と金融庁検査導入の意義、勤労者退職金共済機構に資産運用委員会を設置することの効果と委員の構成等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

**医療保険** 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）は、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行等による医療保険制度の財政基盤の安定化、被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、医療費適正化の推進を行うほか、患者申出療養の創設の措置を講じようとするものである。衆議院においては、平成27年4月1日から施行することとされていた改正規定について、公布の日から施行することとする修正が行われた。委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、国立研究開発法人国立がん研究センターにおいて国内未承認薬等の実情を視察したほか、国民健康保険の運営の在り方、高齢者医療に要する費用負担の問題、患者申出療養を創設する理由等について安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。質疑を終局した後、無所属クラブから、患者申出療養に係る規定を削除することを内容とする修正案が提出された。討論の後、採決の結果、修正案は否決され、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

**派遣労働・待遇確保** 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の所要の措置を講じようとするものである。委員会においては、参考人から意見を聴取するとと

もに、愛知県に委員を派遣し、地方公聴会及び現地調査を実施したほか、全ての労働者派遣事業を許可制にする意義、派遣労働者の正社員化に向けた取組、新たな期間制限の在り方と過半数労働組合等からの意見聴取の実効性、派遣労働者の雇用安定措置の在り方、派遣労働者の育児休業取得の促進策等について安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。

また、**労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（衆第22号）**は、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにすること等により、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進しようとするものである。衆議院においては、派遣労働者について、派遣先に雇用される労働者との間において均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、3年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるものとする等々の修正が行われた。委員会においては、発議者及び修正案提出者を代表して衆議院議員井坂信彦君より趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取した後、雇用形態の相違による待遇格差の現状、労働者の職務に応じた待遇の確保のための具体的な方策、衆議院における修正の趣旨等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。

両法律案について質疑を終局した後、自由民主党及び公明党から、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案について、施行期日を「平成27年9月1日」から「平成27年9月30日」に改める等の修正案が提出された。討論の後、労働者派遣事業の適正な運営の確

保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案について採決の結果、多数をもって修正議決された。次に、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案について採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

**医療 医療法の一部を改正する法律案（閣法第68号）**は、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人の合併及び分割に係る規定の整備を行うほか、医療法人の経営の透明性を確保する等のため、理事の責任、計算書類等に係る規定を整備する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、地域医療連携推進法人制度創設の目的と必要性、地域医療連携推進法人の業務の在り方と内部統制の重要性、地域医療連携推進法人制度の導入に伴う地域医療への影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

3月2日～3日、群馬県における社会保障及び労働問題等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

3月24日、厚生労働行政の基本施策について塩崎厚生労働大臣から所信を、平成27年度厚生労働省関係予算について山本厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月26日、厚生労働行政の基本施策に関し、平成27年度介護報酬改定により中小規模の特養の経営が悪化する懸念、医療事故調査における医療機関の社会的責

任等を踏まえた上での遺族等に対する厚労大臣の思い、労働者の実労働時間を正確に把握する必要性、子供・子育ての相談に関する一次相談窓口設置の必要性、総雇用者所得の増加と労働者の生活向上の関係、認知症施策を国家戦略化した意図及び認知症施策推進総合戦略の基本的な施策の柱、薬害エイズ問題に係る厚労大臣の所見、育児・介護休業法第26条の転勤に対する配慮義務を強化する必要性、育児休業3年取得推進が女性の活躍促進と矛盾するという指摘に対する厚労大臣の見解、育児・介護休業法により育児休業取得促進のための環境整備を事業者に義務付ける必要性、外国人技能実習の対象に介護労働者を含めるべきではないとする主張に対する厚労大臣の見解等について質疑を行った。

4月7日、予算委員会から委嘱された平成27年度厚生労働省関係予算の審査を行い、国家戦略特別区域内における外国人家事支援人材の規制に関する厚労大臣の見解、看護師等養成所の実習施設の要件等に係る見直しの方向性、キャリアアップ助成金及びトライアル雇用奨励金の正社員化促進に対する効果、後期高齢者医療広域連合に対する歯科健診事業の周知等の具体的方法、生活困窮者自立支援法施行の準備状況と施行体制に関する各自自治体の対応を含めた現状、子宮頸がんワクチンによる健康被害に対して予防接種法の趣旨に基づき迅速に救済を行う必要性、住宅扶助上限額の引下げが住生活基本計画の最低居住面積水準の達成率に与える影響、子ども・子育て支援新制度の公定価格における地域区分の設定について都道府県知事の調整権限を付与する必要性、平成27年度予算における一次予防、二次予防及び三次予防への対応状況、タ

クシー運転者に係る最低賃金の遵守状況並びに違反の把握及び指導の方法等について質疑を行った。

4月14日、アツツ島における遺骨収容に関する厚労大臣の見解、医療現場の過重労働問題に対する厚労大臣の認識、倫理審査委員会認定制度の現在の実施体制により質の向上が図られるか否かの確認、被災地における介護保険の補足給付に係る問題に対して厚労大臣が主導して解決を図る必要性、失業等給付の積立金残高に対する厚労大臣の評価、労働安全衛生法に基づく健康診断における再検査等を促す措置を講ずる是非、高度プロフェッショナル制度を創設する理由等について質疑を行った。

4月21日、保険医療機関に対する個別指導の見直しの必要性、精神保健指定医の資格の不正取得事案に関する厚労省の見解、労働者の休憩時間確保に向けた対策の在り方、国保法等改正案におけるヘルスケアポイントの在り方、妊婦健康診査の公費助成の在り方、看護職員の勤務環境の改善策等について質疑を行った。

5月12日、再生医療の普及及び啓発の重要性に関する厚労大臣の認識、高度プロフェッショナル制度において想定している休息时间、海外と比較した日本の精神保健医療福祉に対する厚労大臣の見解、認知症に対応する医療提供体制の整備の重要性、がん検診の精密検査受診者数向上に向けた取組、地域別がん登録情報の活用の見通し、労働契約申込みみなし制度施行についての説明資料の修正の経緯、ひとり親世帯の親の学び直し支援に関する広報啓発の方法、ストレスチェック制度を踏まえた今後の衛生委員会の活用方策、化粧品の動物試験の禁止を検討する必要性等について質疑を行った。

6月2日、自殺総合対策等に関する件を議題とし、厚労省において市町村との連携を含め全省的な自殺対策の取組体制を整える必要性、自殺対策に係る本委員会決議が我が国の自殺対策に果たした役割についての厚労大臣の見解、よりそいホットラインが果たしている役割に対する評価、自殺対策業務を内閣府から厚労省に移管する理由、自死遺族等への支援を警察庁や都道府県と連携して強化していくための厚労省の決意、自殺予防・防止における自殺未遂者対策の重要性に関する厚労大臣の認識、こころの健康相談統一ダイヤルの受信件数及びその傾向、自殺予防総合対策センターの人員及び予算が不足していることへの懸念、自殺防止のため長時間労働を規制する必要性等について質疑を行った。また、**自殺総合対策の更なる推進を求める決議**を行った。

6月9日、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、塩崎厚生労働大臣及び参考人から報告を聴取した後、年金情報の流出に対する厚労大臣の所感及び対応策、5月22日の日本年金機構の理事会において今回の事案を議題としなかった理由、パスワードを設定していなかったファイルの割合が1%に満たないことの確認、年金情報流出の被害拡大防止及び再発防止に向けた日本年金機構の取組、特定健康診査情報とマイナンバーとの連携を先送りする必要性、日本年金機構の職員のメールアドレスが外部に漏れた原因、NISCからの通報を受けた後におけるアクセスログの解析の有無等について質疑を行った。

6月16日、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、報道されている職員への注意喚起メール等の資料を日本年金機構が国会に提出できない理由、インター

ネット遮断をより早い段階で行うべきだったとの指摘に対する日本年金機構の見解、詐欺被害等防止のためテレビCMで注意喚起する必要性に関する厚労大臣所見、厚労省や日本年金機構に不都合な情報を非公表としていないことを保障できる理由、厚労省統合ネットワーク全体像を把握せずに指導を行っていたことに対するNISCの見解、今後の外部とのインターネット接続状況の管理と情報セキュリティの在り方に関する日本年金機構の方針、なりすまし被害等の年金情報流出問題に係る二次被害を受けた者への補償の在り方、日本年金機構不正アクセス事案検証委員会において公平・公正な検証が行われるかの懸念、厚労省年金局の体制及び体質に対する懸念、総務省年金業務監視委員会が廃止された理由、栃木県、福岡県及び沖縄県において年金情報流出被害が多い理由等について質疑を行った。

7月2日、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、日本年金機構不正アクセス事案検証委員会における検証結果の中間報告を夏季までに発表する必要性、日本年金機構発行文書において今回の年金情報流出事案の呼称が変更された経緯、個人が特定されるPCの所在を公表してはならないとする警察の指示の有無、日本年金機構不正アクセス事案検証委員会の役割の在り方、厚労省情報政策担当参事官室の業務体制を抜本的に見直す必要性、日本年金機構において個人情報を扱う業務は再委託禁止が原則であることの確認、厚労省から日本年金機構への出向者等の人数及び出向先の部署、標的型サイバー攻撃に対する日本年金機構の今後の組織体制及び対策、特定個人情報保護評価の問題点等について質疑を行った。

7月9日、今後の厚生労働行政における保健医療2035提言書の位置付け、日本年金機構が年金情報流出の問合せに対し誤った回答をしていたことが判明した経緯、誤回答の問題に対する日本年金機構理事長の認識、外国人家事支援人材受入れにより日本人の雇用機会喪失及び労働条件引下げを生じさせない必要性、指定難病の迅速な確定診断のための医療提供体制の構築及び患者負担への配慮についての厚労省の見解、子宮頸がん予防ワクチン副反応について心身の反応の可能性が高いとの判断の妥当性、今回の誤回答を公表しなかったことが日本年金機構のルールに違反していることの確認等について質疑を行った。

7月14日、介護保険の補足給付に当たっての資産要件導入がプライバシー侵害等につながる懸念、生活困窮者自立支援制度における任意事業の実施状況に対する厚労大臣の所見、韓国におけるMERS発生の経験を踏まえた感染症に対する厚労省の対応、いわゆるブラックバイトに関し実態調査を行った上での今後の厚労省の取組方針、年金情報流出に係る誤回答の公表に関する前回の委員会答弁が虚偽であることへの認識等について質疑を行った。また、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、日本年金機構の誤回答に関し厚労大臣が公表を指示すべきであったことについての厚労大臣の見解、情報系ファイル共有サーバーのウイルス感染により業務系システムの情報が流出する懸念、厚労省から日本年金機構への出向者が不正アクセス事案について厚労省に報告しなかったことに対する厚労大臣の所見、アラート表示の急増により各年金事務所に混乱が生じていることに対する日本年金機構理事長の認識、お詫び

文書の発送先に誤りがないかについての確認の有無、厚労省所管の独立行政法人及び特殊法人に対するCSIRT設置についての指示の有無、誤回答の原因がほぼ判明していたにもかかわらず委員会でその旨答弁しなかった理由等について質疑を行った。

8月25日、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、参考人から報告を聴取した後、厚労省がこれまで4月22日の事案を発表していなかった理由、個人情報を取り扱うような年金業務の外部委託の有無、データ入力業務の再委託を見抜けなかったことに対する日本年金機構理事長の認識、日本年金機構の共有ファイルサーバーの情報流出に係る調査の現状、4月22日の厚労省に対するサイバー攻撃を厚労大臣が知った時期、流出した情報が沖縄及び和歌山の両事務センターと東京の記録突合センターの3施設で保有していたものであることの確認、NISCから見た各府省庁と比較した場合の厚労省の情報セキュリティの水準、ガバナンス改革のための日本年金機構再生本部のトップが日本年金機構の理事長となることへの懸念に対する見解、インターネット接続を遮断すべきであった時点に関する日本年金機構と検証委員会の判断の相違についての見解等について質疑を行った。

9月3日、年金情報の流出問題に関する件を議題とし、日本年金機構理事長の続投を認めることの是非、4月22日以降の23の外部サーバとの通信遮断の経過及び厚労大臣に対する報告の有無、年金情報流出事案が日本年金機構だけではなく厚労省全体の問題であることへの厚労大臣の認識、個人情報が流出したとの誤説明への対応についての指示の経緯、厚労

省のCISOに官房長を選任していることに対する責任の所在、特殊法人である日本年金機構の組織形態の在り方についての検討に関する厚労大臣の見解、厚労省及び日本年金機構における府省庁対策基準策定のためのガイドラインの遵守事項の遵守状況等について質疑を行った。

9月10日、仕事と子育て・介護を両立できるよう外国人家事支援人材の家事支援活動に介護を加えることに対する厚労大臣の見解、AEDに関する普及啓発への取組の必要性、戦没者のみならず戦没者遺族のDNAのデータベース化を早急

に進めることに対する厚労大臣の決意、ひとり親家庭の現状と支援の重要性に対する厚労省の認識、施行後3年を経た障害者虐待防止法の改正に向けた取組、労働基準監督署の大企業への監督指導に関する厚労省の方針、石綿ばく露作業への従事についての事実認定の迅速化を徹底する必要性、レセプトデータと特定健診データの低い突合率が第2期医療費適正化計画に与える影響、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に向けた施策に積極的に取り組む必要性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成27年2月12日(木) (第1回)

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

### ○平成27年3月24日(火) (第2回)

- 厚生労働行政の基本施策に関する件について塩崎厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成27年度厚生労働省関係予算に関する件について山本厚生労働副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成27年3月26日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について塩崎厚生労働大臣、赤澤内閣府副大臣、山本厚生労働副大臣、高階厚生労働大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

木村義雄君(自民)、羽生田俊君(自民)、津田弥太郎君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成27年3月31日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、丹羽文部科学副大臣、永岡厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

大沼みずほ君(自民)、津田弥太郎君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)(閣法第22号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、無ク、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

### ○平成27年4月7日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成二十七年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十七年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十七年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（厚生労働省所管）について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、松本内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長末松誠君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大沼みずほ君（自民）、羽生田俊君（自民）、石橋通宏君（民主）、西村まさみ君（民主）、長沢広明君（公明）、川田龍平君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、行田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

#### ○平成27年4月14日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- アッツ島における遺骨収集帰還事業に関する件、北朝鮮帰還事業における日本人妻への意思確認に関する件、医療現場の過重労働の現状及び対策に関する件、外国人技能実習制度の適正化及び拡充に係る見直しに関する件、臨床研究の倫理審査委員会認定制度の在り方に関する件、被災地における介護保険の補足給付の在り方に関する件、子どものいる低所得世帯の可処分所得を増やす取組の重要性に関する件、データヘルス計画の推進における経済産業省との連携の必要性に関する件、高度プロフェッショナル制度の問題に関する件等について塩崎厚生労働大臣、赤澤内閣府副大臣、葉梨法務副大臣、宇都外務大臣政務官、あかま総務大臣政務官、高階厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本赤十字社副社長大塚義治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君（民主）、石橋通宏君（民主）、川田龍平君（維新）、小池晃君（共産）、行田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、

福島みずほ君（社民）

- 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成27年4月16日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、丹羽文部科学副大臣、永岡厚生労働副大臣、高階厚生労働大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、岩井経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、石橋通宏君（民主）、川田龍平君（維新）、大沼みずほ君（自民）、滝沢求君（自民）、杉久武君（公明）、小池晃君（共産）、行田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

（閣法第50号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新、共産、元気、無ク、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成27年4月21日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 保険医療機関に対する個別指導の見直しに関する件、歯科口腔保健推進室に係る取組に関する件、精神保健指定医の資格の不正取得に関する件、労働者の休憩時間確保に向けた対策の在り方に関する件、国保法等改正案におけるヘルスケアポイントに関する件、妊婦健康診査の公費助成の在り方に関する件、看護職員の勤務環境の改善策に関する件等について塩崎厚生労働大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西村まさみ君（民主）、川田龍平君（維新）、小池晃君（共産）、井上義行君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

- 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案



(閣法第23号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成27年4月23日(木)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、越智内閣府大臣政務官、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

石橋通宏君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、津田弥太郎君(民主)、川田龍平君(維新)、島村大君(自民)、長沢広明君(公明)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

(閣法第23号)

賛成会派 自民、公明、元気

反対会派 民主、維新、共産、無ク、社民  
なお、附帯決議を行った。

○平成27年5月12日(火)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 再生医療の啓発に向けた取組に関する件、戦没者の遺骨のDNA鑑定の有在り方に関する件、高度プロフェッショナル制度の導入に関する件、国家戦略特区における外国人家事支援人材の受入れに関する件、戦後強制抑留者の実態調査に関する件、認知症施策の進め方に関する件、遺伝子情報の活用に向けた検討状況に関する件、がん対策の推進に関する件、災害時の医療提供体制の有在り方に関する件、労働契約申込みみなし制度施行に係る説明資料に関する件、ひとり親家庭の自立支援策に関する件、企業におけるストレスチェックの実施体制に関する件、化粧品の動物試験に関する件等について塩崎厚生労働大臣、赤澤内閣府副大臣、葉梨法務副大臣、永岡厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、高階厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日

本赤十字社副社長大塚義治君に対し質疑を行った。

[質疑者]

白眞勲君(民主)、石橋通宏君(民主)、川田龍平君(維新)、石井みどり君(自民)、三原じゅん子君(自民)、長沢広明君(公明)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○平成27年5月14日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた後、同大臣、永岡厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石井みどり君(自民)、羽生田俊君(自民)、長沢広明君(公明)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成27年5月19日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、大塚財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

足立信也君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、西村まさみ君(民主)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○平成27年5月21日(木)(第13回)

- 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

公益社団法人日本医師会副会長 中川俊男君

名古屋大学医学部附属病院長 石黒直樹君  
一般社団法人日本難病・疾病団体協議会代表理事 伊藤建雄君

[質疑者]

大沼みずほ君(自民)、西村まさみ君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、竹谷財務大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

櫻井充君(民主)、津田弥太郎君(民主)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○平成27年5月22日(金)(第14回)

○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

全国知事会社会保障常任委員会委員長 栃木県知事 福田富一君  
全国町村会行政委員会委員 新潟県聖籠町長 渡邊廣吉君  
健康保険組合連合会副会長 白川修二君  
三重短期大学生活科学科教授 長友薫輝君

[質疑者]

福島みずほ君(社民)、羽生田俊君(自民)、津田弥太郎君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成27年5月26日(火)(第15回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)について安倍内閣総理大臣、塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、竹谷財務大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

・内閣総理大臣に対する質疑

[質疑者]

福岡資麿君(自民)、足立信也君(民主)、西村まさみ君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、山田太郎君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

・質疑

[質疑者]

島村大君(自民)、牧山ひろえ君(民主)、足立信也君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

(閣法第28号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、元気、無ク、社民  
欠席会派 維新

なお、附帯決議を行った。

○平成27年6月2日(火)(第16回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○自殺総合対策等に関する件について塩崎厚生労働大臣、赤澤内閣府副大臣、政府参考人、参考人特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク代表清水康之君、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター理事長樋口輝彦君及び京丹後市長中山泰君に対し質疑を行った。

[質疑者]

武見敬三君(自民)、津田弥太郎君(民主)、福山哲郎君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○自殺総合対策の更なる推進を求める決議を行った。

○平成27年6月9日(火) (第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金情報の流出問題に関する件について塩崎厚生労働大臣及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君から報告を聴いた後、同大臣、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君、同機構理事(システム部門担当)徳武康雄君及び企業年金連合会理事長村瀬清司君に対し質疑を行った。

[質疑者]

島村大君(自民)、蓮舫君(民主)、白眞勲君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)

○平成27年6月16日(火) (第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金情報の流出問題に関する件について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、武藤総務大臣政務官、高階厚生労働大臣政務官、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君、同機構副理事長薄井康紀君、株式会社ラック取締役最高技術責任者西本逸郎君及び郷原総合コンプライアンス法律事務所代表弁護士・関西大学客員教授郷原信郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)、大沼みずほ君(自民)、牧山ひろえ君(民主)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)

○平成27年7月2日(木) (第19回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 年金情報の流出問題に関する件について塩崎厚生労働大臣、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君及び同機構副理事長

薄井康紀君に対し質疑を行った。

[質疑者]

大沼みずほ君(自民)、津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、渡辺美知太郎君(無ク)、福島みずほ君(社民)

○平成27年7月9日(木) (第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 保健医療2035提言書を踏まえた厚生労働行政の在り方に関する件、年金情報流出の問合せに対する誤回答に関する件、保険医療機関等に対する集団的個別指導の在り方に関する件、外国人家事支援人材の受入れによる日本人労働者の雇用への影響に関する件、アレルギー疾患の医療提供体制の整備等に関する件、臨床研究に対する法的規制の在り方に関する件等について塩崎厚生労働大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

三原じゅん子君(自民)、牧山ひろえ君(民主)、西村まさみ君(民主)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)

○平成27年7月14日(火) (第21回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 介護保険の補足給付に係る資産要件導入の影響に関する件、養育費の確保策等母子家庭に対する支援の在り方に関する件、MERS等の国内発生に備えた体制整備に関する件、いわゆるブラックバイト対策の必要性に関する件、年金情報流出に係る説明誤りに関する件等について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、永岡厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

[質疑者]

小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社

民)、牧山ひろえ君(民主)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆議院提出)について発議者・修正案提出者衆議院議員井坂信彦君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

- 年金情報の流出問題に関する件について塩崎厚生労働大臣、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君及び同機構副理事長薄井康紀君に対し質疑を行った。

[質疑者]

津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、渡辺美知太郎君(無ク)、福島みずほ君(社民)

#### ○平成27年7月30日(木)(第22回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

津田弥太郎君(民主)、石橋通宏君(民主)、福島みずほ君(社民)、石井みどり君(自民)、滝沢求君(自民)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)  
また、同法律案の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

#### ○平成27年8月4日(火)(第23回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大

臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

島村大君(自民)、白眞勲君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、長沢広明君(公明)、福島みずほ君(社民)、川田龍平君(維新)、吉良よし子君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)

#### ○平成27年8月11日(火)(第24回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、赤澤内閣府副大臣、中山外務副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

津田弥太郎君(民主)、森本真治君(民主)、川田龍平君(維新)、大沼みずほ君(自民)、長沢広明君(公明)、吉良よし子君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆議院提出)

以上両案について参考人の出席を定めることを決定した。

#### ○平成27年8月18日(火)(第25回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆議院提出)について発議者・修正案提出者衆議院議員井坂信彦君、同浦野靖人君、修正案提出者衆議院議員高鳥修一君、同古屋範子君、塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

赤石清美君（自民）、阿達雅志君（自民）、白眞勲君（民主）、牧山ひろえ君（民主）、長沢広明君（公明）、寺田典城君（維新）、小池晃君（共産）、行田邦子君（元氣）、渡辺美知太郎君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年8月19日（水）（第26回）

○労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（衆第22号）（衆議院提出）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

イケア・ジャパン株式会社人事本部長 泉川玲香君

全国生協労働組合連合会中央執行委員長 北口明代君

学習院大学経済学部教授 今野浩一郎君  
弁護士

NPO法人派遣労働ネットワーク理事長  
日本労働弁護団常任幹事 中野麻美君

〔質疑者〕

石井みどり君（自民）、牧山ひろえ君（民主）、長沢広明君（公明）、川田龍平君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、行田邦子君（元氣）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年8月20日（木）（第27回）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東洋大学法学部教授 鎌田耕一君

一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長 高橋弘行君

日本労働組合総連合会副事務局長 安永貴夫君

全国コミュニティ・ユニオン連合会事務局長 関口達矢君

〔質疑者〕

羽生田俊君（自民）、津田弥太郎君（民主）、

長沢広明君（公明）、川田龍平君（維新）、小池晃君（共産）、行田邦子君（元氣）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、石橋通宏君（民主）、川田龍平君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、行田邦子君（元氣）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年8月25日（火）（第28回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○年金情報の流出問題に関する件について参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君及び日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案検証委員会委員長甲斐中辰夫君から報告を聴いた後、塩崎厚生労働大臣、政府参考人、参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君、同機構理事（システム部門担当）徳武康雄君及び日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案検証委員会委員長甲斐中辰夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島村大君（自民）、白眞勲君（民主）、石橋通宏君（民主）、長沢広明君（公明）、川田龍平君（維新）、小池晃君（共産）、行田邦子君（元氣）、薬師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

○平成27年8月26日（水）（第29回）

○理事の補欠選任を行った。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参

考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

弁護士 中山慈夫君

一般社団法人日本エンジニアリングアウト

ソーシング協会代表理事 牛嶋素一君

派遣労働者 宇山洋美君

弁護士

日本労働弁護団常任幹事 棗一郎君

〔質疑者〕

滝沢求君（自民）、石橋通宏君（民主）、長

沢広明君（公明）、川田龍平君（維新）、小

池晃君（共産）、行田邦子君（元気）、薬師

寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社民）

#### ○平成27年8月27日（木）（第30回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤石清美君（自民）、森本真治君（民主）、

牧山ひろえ君（民主）、石橋通宏君（民主）、

長沢広明君（公明）、川田龍平君（維新）、

小池晃君（共産）

#### ○平成27年9月1日（火）（第31回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について塩崎厚生労働大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小池晃君（共産）、行田邦子君（元気）、薬

師寺みちよ君（無ク）、福島みずほ君（社

民）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（衆第22号）（衆議院提出）

以上両案について発議者・修正案提出者衆議院議員井坂信彦君、発議者衆議院議員西村智奈美君、修正案提出者衆議院議員高鳥修一君、同古屋範子君、塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、浜田復興副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、石橋通宏君（民主）、

川田龍平君（維新）、辰巳孝太郎君（共産）、

行田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無

ク）、福島みずほ君（社民）

#### ○平成27年9月3日（木）（第32回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について安倍内閣総理大臣、塩崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

羽生田俊君（自民）、津田弥太郎君（民主）、

石橋通宏君（民主）、長沢広明君（公明）、

川田龍平君（維新）、小池晃君（共産）、行

田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、

福島みずほ君（社民）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○年金情報の流出問題に関する件について塩崎厚生労働大臣、政府参考人及び参考人日本年金機構理事長水島藤一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、石橋通宏君（民主）、

川田龍平君（維新）、小池晃君（共産）、行

田邦子君（元気）、薬師寺みちよ君（無ク）、

福島みずほ君（社民）

#### ○平成27年9月8日（火）（第33回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（衆第22号）（衆

## 議院提出)

以上両案について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)(衆議院送付)を修正議決し、

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(衆第22号)(衆議院提出)を可決した。

[質疑者]

福岡資麿君(自民)、石橋通宏君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)(閣法第43号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、維新、共産、元気、無ク、社民

(衆第22号)

賛成会派 自民、公明、維新、元気、無ク

反対会派 民主、共産、社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

### ○平成27年9月10日(木)(第34回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国人家事支援人材の受入れの在り方に関する件、AEDの普及及び利用促進に関する件、脳脊髄液減少症のブラッドパッチ療法への保険適用に関する件、戦没者及び戦没者遺族のDNAのデータベース化に関する件、ひとり親家庭への支援策に関する件、障害者の虐待防止策の在り方に関する件、愛知労働局における労働基準監督署の監督指導に関する件、義務教育を修了した子どもへの自立支援の在り方に関する件、レセプトデータと特定健診データの低い突合率による影響に関する件、在外被爆者への医療費全額支給についての最高裁判決に関する件等について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、藪浦外務大臣政務官、原田防衛大

臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

大沼みずほ君(自民)、西村まさみ君(民主)、白眞勲君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

### ○医療法の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成27年9月15日(火)(第35回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

### ○医療法の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院送付)について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、山本文部科学大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

羽生田俊君(自民)、島村大君(自民)、津田弥太郎君(民主)、西村まさみ君(民主)、川田龍平君(維新)、長沢広明君(公明)、小池晃君(共産)、山口和之君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

(閣法第68号)

賛成会派 自民、公明、元気、無ク

反対会派 民主、維新、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

### ○平成27年9月25日(金)(第36回)

- 請願第340号外316件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第33号外797件を審査した。

### ○社会福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案(衆第40号)(衆議院提出)

臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案(参第2号)

労働基準法等の一部を改正する法律案(参第

## 6号)

以上5案の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### 委員派遣

#### ○平成27年3月2日(月)、3日(火)

- 社会保障及び労働問題等に関する実情調査

[派遣地]

群馬県

[派遣委員]

丸川珠代君(自民)、大沼みずほ君(自民)、羽生田俊君(自民)、福岡資麿君(自民)、津田弥太郎君(民主)、長沢広明君(公明)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、

福島みずほ君(社民)

#### ○平成27年8月6日(木)

(地方公聴会)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第43号)の審査に資するため、地方の実情を調査するとともに、現地において意見を聴取する。

[派遣地]

愛知県

[派遣委員]

丸川珠代君(自民)、大沼みずほ君(自民)、羽生田俊君(自民)、福岡資麿君(自民)、津田弥太郎君(民主)、長沢広明君(公明)、島村大君(自民)、滝沢求君(自民)、石橋通宏君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、川田龍平君(維新)、小池晃君(共産)、行田邦子君(元気)、薬師寺みちよ君(無ク)、福島みずほ君(社民)

## (3) 委員会決議

### —自殺総合対策の更なる推進を求める決議—

自殺対策基本法が平成18年に施行され、我が国の自殺対策は大きく前進した。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、平成21年には、地域における自殺対策力を強化するため、都道府県に地域自殺対策緊急強化基金が造成された。自殺対策が地域レベルで実施され始めたこと等により、自殺者数は5年連続で減少し、平成26年には約2万5千人となっている。

しかし、平成18年から平成26年までの9年間だけでも、我が国の自殺者数は約27万3千人に上っている。1日に平均83人が自殺で亡くなっていることになる。人口10万人当たりの年間自殺者数を示す自殺死亡率についても、我が国は主要先進7カ国で最も高く、また、児童生徒を含む若年世代の自殺死亡率は高止まりの状況にある。

このような現状に鑑み、我々は、非常事態はまだまだ続いており、我が国の自殺問題は決して楽観できないとの認識を共有するとともに、自殺対策基本法の施行から来年で10年の節目を迎えるに当たり、政府に対し、自殺問題に関する総合的な対策の更なる推進を求めるものである。

自殺の背景には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。政府の自殺総合対策大綱においても、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、「その多くが防ぐことができる社会的な問題」とされ、そうした基本認識の下、自殺総合対策は、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等の「関係者の連携による



包括的な生きる支援」であることが謳われている。このような考え方に基づいて、全国各地の先駆的な取組を通じて得られた知見や経験を広く全国の地域における対策に還元していくこと等が求められており、「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を強力に推進していく必要があると考える。

我々は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、立法府の責任において、政府に対し、自殺総合対策の更なる推進を促すとともに、自殺対策基本法の改正等の法整備に取り組む決意である。

政府においても、このような認識の下に、次の事項について、迅速かつ確実に必要な措置を講ずることによって、自殺対策を「地域レベルの実践的な取組」による「生きる支援」として再構築し、自殺総合対策の更なる推進を図るべきである。

- 一、自殺対策の本質は、生きる支援であり、いのちを支えることである。この自殺対策の本質が広く伝わるよう、自殺対策の実施に当たっては、「いのち支える自殺対策」という概念を前面に打ち出すこと。
- 二、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進すること。
- 三、自殺対策は、自殺の多くが複数の阻害要因が連鎖した末に起きている実態を踏まえて、個々の施策が細切れにならないよう、連鎖の類型に応じて常に関連施策を連動させながら推進すること。
- 四、自殺対策については、関係府省が一体となって総合的に推進するための体制を強化すること。

平成27年1月の閣議決定「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」には、平成28年4月に自殺対策業務を内閣府から厚生労働省に移管すること、移管業務に係る機構・定員、併任者等の人員は業務移管先の府省庁に移すこと等が明記されていることを踏まえ、移管後の業務に支障が生じないよう、平成28年度予算の概算要求前に、内閣府と厚生労働省が合同で「自殺対策業務移管チーム（仮称）」を設置するなど、円滑な業務移管のための措置を講ずること。また、厚生労働省に設置する部署については、専ら自殺対策を推進する業務を担うこととするとともに、多岐にわたる自殺対策行政を厚生労働行政の一部に矮小化しないようにするため、厚生労働事務次官又は厚生労働審議官を責任者とする省内横断的な組織とすること。その際、警察庁、文部科学省等の関係府省との調整業務を担えるようにするため、課長級を含めて内閣府からポストを移管することによって、専任の課長級の管理職を配置すること。

- 五、「地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換」を図るため、現在は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに設置されている自殺予防総合対策センターの業務及び体制を抜本的に見直し、関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための拠点として、民学官協働型の「自殺対策政策研究センター（仮称）」として組織を改編すること。また、自殺予防総合対策センターの支援・指導の下に活動している全国の地域自殺予防情報センターについても、その在り方を抜本的に見直し、都道府県及び市町村（特別区を含む。）の自殺対策を直接的かつ継続的に支援する「地域自殺対策推進センター（仮称）」として体制及び機能の強化を図ること。

- 六、都道府県及び市町村（特別区を含む。）に、具体的な数値目標や施策の工程表などを盛り込んだ「いのち支える自殺対策行動計画」の策定を義務付けること。

- 七、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が自殺対策を中長期的な視点から安定的かつ計画的に実行できるよう、平成28年度予算において、これまでの地域自殺対策緊急強化基金に代え、地域自殺対策予算の恒久財源を確保すること。特に、平成28年度予算の概算要求に当たっては、「自殺対

策業務移管チーム（仮称）」において、事前に都道府県及び市町村（特別区を含む。）から意見を聴き、その意見を踏まえ、内閣府が必要かつ十分な予算を要求すること。

八、「いのち支える自殺対策」を寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）及び生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業と効果的に連動させ、全国の関係者が真摯に耳を傾ける傾聴支援及び相談機関につなげる実務支援を一体的に推進し、「いのちのセーフティーネット」を確保すること。

九、自殺者の親族等への支援を強化するため、全ての都道府県に、「自死遺族等支援地域センター（仮称）」の役割を担うものとして、自死遺族等支援に関する情報を一元的に集約する機能を持ち、当該地域において家族を自殺で亡くした全ての遺族に対して支援情報を提供するための仕組みを構築すること。

十、自殺者の約2割から3割に自殺未遂歴があることに鑑み、自殺未遂段階で医療機関等から適切な支援を受けることができれば、その後の再企図を防げる可能性が高まることから、自殺未遂者を支援する専門家を養成するとともに、2次保健医療圏ごとに、自殺未遂者・未遂者親族等支援の拠点となる病院を定め、拠点病院が自殺未遂者支援の専門家を当該地域の他の医療機関や相談機関等に派遣する体制を構築すること。あわせて、自殺未遂者を日常的に見守り続ける親族等が継続的かつ安定的に支援を受けることができる体制を全国に整備すること。その際、拠点病院や自殺未遂者支援の専門家との連携が円滑に行われるよう運用すること。

十一、児童生徒を含む若年者の自殺対策については、生活上の困難やストレスに直面しても適切な対処ができる力を身に付けさせる教育が重要であることに鑑み、全ての児童生徒を対象に「SOSの出し方教育（自殺の0次予防）」を実施すること。

右決議する。